

平成24年度

定期監査結果報告書

(平成24年度対象その2)

八戸市監査委員

(平.25.2)

八 監 第 7 4 号
平成25年2月21日

八戸市長
小 林 眞 様
八戸市議会議長
秋 山 恭 寛 様

八戸市監査委員 白 川 文 男

八戸市監査委員 細 越 善次郎

八戸市監査委員 坂 本 美 洋

定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成24年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を報告します。

目 次

定期監査結果報告

1	監査実施日	1
2	監査の対象	1
3	監査の範囲	1
4	監査執行者	1
5	監査の方法	2
6	監査の結果	2
	まちづくり文化観光部	3
	防災安全部	5
	商工労働部	6
	農林水産部	7
	福祉部	9
	都市整備部	12

定期監査（工事監査）結果報告

1 監査実施日

平成25年1月8日から平成25年1月29日まで

2 監査の対象

対 象 部 ・ 課 (室) 名	
まちづくり 文化観光部	観光課、美術館
防災安全部	防災危機管理課
商工労働部	雇用支援対策課
農林水産部	農林畜産課、水産振興課
福祉部	生活福祉課、高齢福祉課、障がい福祉課
都市整備部	区画整理課、駅西区画整理事業所、建築指導課

3 監査の範囲

平成24年度（平成24年4月1日～平成24年10月31日）

4 監査執行者

監査委員 白川文男

監査委員 細越善次郎

監査委員 坂本美洋

なお、監査委員 細越善次郎 は、当該年度において障がい福祉課と利害関係のある団体の理事長職にあるので、当該課に係る監査については、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

5 監査の方法

各部課等において執行された財務に関する事務が関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているか否かを主眼とし、次のとおり実施した。

- (1) 事前に提出された監査資料に基づき、各対象ごとに監査項目を定めて、諸帳簿・書類等の試査・照合等、事務局職員による予備監査を行った。
- (2) 監査委員出席のもと、部長等以下関係職員から事務事業の執行状況について説明を受け、質疑応答形式により実施した。

6 監査の結果

財務に関する事務についての監査の結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部の部局について不適事項が見受けられたので、必要な措置を講じ、適正な事務処理に努められたい。

なお、指摘した事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨を通知されたい。

このほか、監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき軽微な事項については、担当職員に対して改善又は検討を要望したので記述を省略した。

まちづくり文化観光部

観 光 課

1 主なる分掌事務

- (1) 観光振興に係る施策の企画立案及び推進に関すること。
- (2) 観光資源の保護管理、開発及び利用計画に関すること。
- (3) 観光施設の調査、改善及び整備に関すること。
- (4) 観光団体の育成及び指導に関すること。
- (5) 特産物の販路拡張及び観光土産品の紹介、宣伝等に関すること。
- (6) 海水浴場及び水産科学館の運営管理に関すること。

2 機構・職員の状況

課 長	誘客宣伝グループ	副参事(グループリーダー)以下	4人
	観光物産グループ	副参事(グループリーダー)以下	4人
	種差海岸振興グループ	主 幹(グループリーダー)以下	3人
	派遣	一般職員	2人
	非常勤職員		1人

計15人

3 監査項目

- (1) 支出事務 支出負担行為等に関する書類
- (2) 補助金交付事務 平成24年度B級グルメ普及活動支援事業補助金
平成24年度おまつり広場運営費補助金
- (3) 契約事務 種差海岸内観光地ゴミ収集運搬処理業務委託契約
はちのへ総合観光プラザ運営業務委託契約

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務の処理及び書類の整備等は、適正に処理されていると認められた。

美 術 館

1 主なる分掌事務

八戸市美術館の自主事業、貸館事業その他施設運営に関すること。

2 機構・職員の状況

館 長 ————— 一般職員 3 人

計 4 人

3 監査項目

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| (1) 有価物等管理事務 | 図録 |
| (2) 収入事務 | 社会教育使用料（美術館使用料）
雑入（美術館資料代収入） |
| (3) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (4) 契約事務 | 八戸市美術館清掃作業委託契約 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務の処理・書類の整備等は、適正に処理されていると認められた。

防 災 安 全 部

防災危機管理課

1 主なる分掌事務

- (1) 防災対策に関する企画及び調整に関すること。
- (2) 防災会議及び地域防災計画に関すること。
- (3) 災害対策本部に関すること。
- (4) 防災思想の普及及び防災訓練に関すること。
- (5) 消防機関との連絡調整に関すること。
- (6) 安全・安心情報発信事業に関すること。
- (7) 基地対策及び自衛隊等との連絡調整に関すること。

2 機構・職員の状況

課 長 (部次長兼務)	防災対策グループ	副参事(グループリーダー)以下	9人
		(うち非常勤職員	2人)
	危機管理グループ	主 幹(グループリーダー)以下	3人
			計13人

3 監査項目

- (1) 支出事務 支出負担行為等に関する書類
- (2) 補助金交付事務 平成24年度自主防災組織育成事業費補助金
- (3) 契約事務 平成24年度気象予測業務委託契約
八戸市安全・安心情報システム改修業務委託契約

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務の処理・書類の整備等は、適正に処理されていると認められた。

商 工 労 働 部

雇用支援対策課

1 主なる分掌事務

- (1) 雇用の促進に関すること。
- (2) 人材還流事業に関すること。
- (3) 職業訓練及び職業訓練施設に関すること。
- (4) 職業訓練センター青山荘の運営管理に関すること。
- (5) 労働関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 労働者の福祉及び出稼対策に関すること。

2 機構・職員の状況

課 長 ————— 雇用支援対策グループ 主 幹(グループリーダー)以下 7人
(うち非常勤職員 3人)
計 8人

3 監査項目

- (1) 収入事務 労働使用料(職業訓練センター使用料)
雑入(パソコン講座等受講料)
- (2) 支出事務 支出負担行為等に関する書類
- (3) 補助金交付事務 シルバー人材センター補助金
- (4) 契約事務 求人事業所開拓等事業委託契約
八戸地域職業訓練センター青山荘教育用パソコン等保守業務委託契約

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務の処理・書類の整備等は、適正に処理されていると認められた。

農 林 水 産 部

農 林 畜 産 課

1 主なる分掌事務

- (1) 農村地域の振興に関すること。
- (2) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣の捕獲等の許可に関すること。
- (3) 水田農業関連対策に関すること。
- (4) 畜産振興、林業振興に関すること。
- (5) 市民の森に関すること。
- (6) 国営、県営及び団体営土地改良事業に関すること。
- (7) 八戸平原総合農地開発事業に関すること。

2 機構・職員の状況

課 長	農畜産グループ	副参事(グループリーダー)以下	7人
	農林環境グループ	副参事(グループリーダー)以下	5人

計 13人

3 監査項目

- (1) 支出事務 支出負担行為等に関する書類
- (2) 補助金交付事務 優良牛受精卵活用促進事業補助金
- (3) 契約事務 市民の森不習岳(キャンプ場・駐車場・池)測量・設計業務委託契約

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務の処理及び書類の整備等は、適正に処理されていると認められた。

水産振興課

1 主なる分掌事務

- (1) 水産業及び水産加工業の指導奨励に関すること。
- (2) 水産業関係団体及び水産加工関係団体の育成及び指導に関すること。
- (3) 水産物の流通対策に関すること。
- (4) 魚菜小売市場の運営管理に関すること。
- (5) 水産加工業等の統計調査に関すること。
- (6) 魚市場の運営管理に関すること。
- (7) 魚市場運営審議会の庶務に関すること。
- (8) 魚市場の水揚げ等の統計調査に関すること。
- (9) 水産会館に関すること。

2 機構・職員の状況

課長	漁業振興グループ	副参事(グループリーダー)以下	8人
	流通加工振興グループ	副参事(グループリーダー)以下	9人

計18人

3 監査項目

- (1) 収入事務 水産使用料(魚菜市場使用料)
市場使用料
土地建物貸付収入
- (2) 支出事務 支出負担行為等に関する書類
- (3) 契約事務 魚市場管理業務委託契約

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務の処理及び書類の整備等は、適正に処理されていると認められた。

福 祉 部

生 活 福 祉 課

1 主なる分掌事務

- (1) 生活保護法による保護の決定及び実施に関すること。
- (2) その他要保護者の援護、育成及び更正に関すること。
- (3) 保護費の徴収及び支払に関すること。
- (4) 生活保護に関する統計及び諸報告に関すること。
- (5) 指定医療機関に関すること。
- (6) 行旅病人、行旅死亡人等に関すること。

2 機構・職員の状況

課 長	管理グループ	副参事(グループリーダー)以下	6人
	生活福祉第一グループ	副参事(グループリーダー)以下	8人
	生活福祉第二グループ	主 幹(グループリーダー)以下	8人
	生活福祉第三グループ	副参事(グループリーダー)以下	8人
	生活福祉第四グループ	主 幹(グループリーダー)以下	8人
	生活福祉第五グループ	副参事(グループリーダー)以下	8人
	非常勤職員		5人
			計52人

3 監 査 項 目

- (1) 有価物等管理事務 切手、バス回数券
- (2) 収 入 事 務 雑入(行旅病人等取扱費、生活保護費返還金、生活保護費徴収金)
- (3) 支 出 事 務 支出負担行為等に関する書類

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務の処理・書類の整備等は、適正に処理されていると認められた。

高齢福祉課

1 主なる分掌事務

- (1) 老人福祉法に基づく福祉の企画及び調整に関すること。
- (2) 老人福祉施設の設置運営及び維持修繕に関すること。
- (3) 老人等特別乗車証の発行に関すること。
- (4) 地域包括支援センターの運営に関すること。

2 機構・職員の状況

課長	高齡福祉グループ	副参事(グループリーダー)以下	6人
	地域包括支援センター	所長以下	24人
		(うち非常勤職員12人)	
			計31人

3 監査項目

- | | |
|--------------|---------------------------------------|
| (1) 有価物等管理事務 | バス回数券 |
| (2) 収入事務 | 民生使用料(高齢者福祉施設使用料)
高齢者住宅整備資金貸付金元利収入 |
| (3) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (4) 補助金交付事務 | 地区敬老会補助金 |
| (5) 契約事務 | 生活支援ハウス運営委託契約 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務の処理・書類の整備等は、適正に処理されていると認められた。

障がい福祉課

1 主なる分掌事務

- (1) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく福祉の企画及び調整に関すること。
- (2) 身体障害者福祉施設及び知的障害者福祉施設の設置運営及び維持修繕に関すること。
- (3) 心身障害者医療費に関すること。
- (4) 身体障害児及び身体障害者の補装具の給付に関すること。
- (5) 心身障害児及び心身障害者の日常生活用具の給付に関すること。
- (6) 心身障害者福祉手当の支給に関すること。
- (7) 身体障害者手帳及び愛護手帳の発行に関すること。

2 機構・職員の状況

課長 (部次長兼務)	障がい福祉グループ	主幹(グループリーダー)以下 11人 (うち非常勤職員 3人)
	自立支援グループ	副参事(グループリーダー)以下 8人 (うち非常勤職員 2人)
	派遣	一般職員 10人
		計 30人

3 監査項目

- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| (1) 収入事務 | 民生使用料(福祉体育館使用料)
心身障害者住宅整備資金貸付金元利収入 |
| (2) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (3) 補助金交付事務 | 療育園いこいの家運営事業補助金 |
| (4) 契約事務 | キャリア女性活用型障がい者就労支援事業委託契約 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務の処理・書類の整備等は、適正に処理されていると認められた。

都 市 整 備 部

区 画 整 理 課

1 主なる分掌事務

- (1) 土地区画整理事業の保留地の処分に関する事。
- (2) 土地区画整理事業の仮換地指定、減価補償金、換地処分及び登記に関する事。
- (3) 土地区画整理事業の清算に関する事。
- (4) 土地区画整理事業の調査計画及び換地計画に関する事。
- (5) 新都市開発整備事業に係る連絡調整に関する事。

2 機構・職員の状況

課 長 ————— 区画整理グループ 副参事(グループリーダー)以下 6人
計 7人

3 監査項目

- (1) 収入事務 雑入(売市第一土地区画整理事業清算徴収金)
- (2) 支出事務 支出負担行為等に関する書類
- (3) 契約事務 除草管理委託契約

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、支出事務、契約事務については適正に処理されていると認められたが、収入事務について以下のとおり不適事項があった。

- ・雑入(売市第一土地区画整理事業清算徴収金)について一部調定をしていないものがあった。

駅西区画整理事業所

1 主なる分掌事務

八戸駅西地区の土地区画整理事業の実施に関すること。

2 機構・職員の状況

所 長 — 副所長	—	計画換地グループ	一般職員	6人
(計画換地		補償グループ	副参事(グループリーダー)以下	5人
グループ			(うち非常勤職員	1人)
リーダー		工事グループ	副参事(グループリーダー)以下	4人
事務取扱)				計17人

3 監査項目

- (1) 収入事務 土木手数料(仮換地証明手数料)
- (2) 支出事務 支出負担行為等に関する書類
- (3) 契約事務 駅西区画整理事業所建物清掃業務委託契約
整地等補償契約

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務の処理及び書類の整備等は、適正に処理されていると認められた。

建築指導課

1 主なる分掌事務

- (1) 国土利用計画法に基づく土地売買等届出に関する事。
- (2) 地価公示に関する事。
- (3) 都市計画法に基づく開発許可等に関する事。
- (4) 建築審査会及び公聴会に関する事。
- (5) 違反建築物等に対する是正指導に関する事。
- (6) 建築確認申請書等の審査及び確認済証等の交付に関する事。
- (7) 住宅金融公庫融資住宅の審査及び検査に関する事。

2 機構・職員の状況

課長	開発指導グループ	副参事(グループリーダー)以下	5人
	建築指導グループ	副参事(グループリーダー)以下	5人
	建築審査グループ	副参事(グループリーダー)以下	8人

計19人

3 監査項目

- (1) 有価物等管理事務 切手
- (2) 収入事務 土木手数料(建築確認申請手数料)
- (3) 支出事務 支出負担行為等に関する書類
- (4) 契約事務 建築行政共用データベースシステム利用委託契約

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務の処理及び書類の整備等は、適正に処理されていると認められた。

八 監 第 7 5 号
平成25年2月21日

八戸市長
小 林 眞 様
八戸市議会議長
秋 山 恭 寛 様

八戸市監査委員 白 川 文 男

八戸市監査委員 細 越 善次郎

八戸市監査委員 坂 本 美 洋

定期監査（工事監査）の結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成24年度定期監査（工事監査）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を報告します。

平成24年度 工事監査の結果に関する報告

1 監査実施日

平成24年10月24日から平成24年10月25日まで

2 監査の対象

新処分施設本体建設工事

- | | |
|-----------|---|
| (1) 所 管 | 環境部環境政策課 |
| (2) 工事場所 | 八戸市大字櫛引字湯ノ沢・字永森地内他 |
| (3) 契約金額 | 3,601,273,200円 |
| (4) 工 期 | 平成22年9月29日～平成25年3月19日 |
| (5) 請負業者 | 間・石上・小幡特定建設工事共同企業体 |
| (6) 設 計 者 | 基本設計：日本技術開発株式会社
実施設計：株式会社エスイイシイ |
| (7) 工事概要 | 施 設：一般廃棄物最終処分場（被覆型）
埋立構造：準好気性埋立構造
貯留構造物：鉄筋コンクリートピットタイプ
事業面積：146,258m ²
埋立面積：15,400m ²
埋立容量：214,000m ³ |
| (8) 進 捗 率 | 74.69%（平成24年8月末 現在） |

3 監査執行者

監査委員 白川文男
監査委員 細越善次郎
監査委員 坂本美洋

4 監査の方法

本監査の技術調査は、その技術面の視点から監査を実施するものであり、高度の専門知識を必要とするため、特定非営利活動法人「地域と行政を支える技術フォーラム」へ委託し、関係課長等から説明を求め、設計図書等工事関係書類及び工事現場の現地調査をし、その設計・積算・施工が適正に行われているかを着眼点として実施した。

5 監査の結果

本工事の施工の進捗は、東日本大震災の影響による資材納入の関係で遅れ気味ではあるが、工事の施工及び監理は適正に執行されていると認められた。

なお、今後も工事の施工及び監理に細心の注意を払うことはもちろんのこと、安全対策にも十分留意され、竣工できるよう努められたい。

(1) 計画について

八戸地域（八戸市、階上町及び南部町〈旧福地村区域〉）における一般廃棄物の最終処分場の既存施設である天狗沢最終処分場は昭和56年に使用が開始され、その後約30年が経過し、現在、埋立残余容量がひっ迫化しているため、これに替わる新たな処分施設の整備が必要となったものである。

平成22年10月策定の「第5次八戸市総合計画（後期推進計画）」において、資源リサイクルの推進が挙げられており、その中でごみ処理の適正化のための事業として、「新たな最終処分施設（屋根付き）の建設」がうたわれている。当該施設の整備は、上位計画に位置付けられていたものである。

立地場所については、用地選定会議を設置し、戦略的環境アセスメントの手法を用いて、まず、八戸地域内の16地域を候補地として選定し、その後、八戸市エリアの7地域52か所に絞り込み、様々な視点での検討を加え、市全体及び候補地住民への説明会やアンケートを実施し、最終的に市街化調整区域である当該地域を平成18年1月に選定している。

建設地が選定されてからは、環境影響評価の説明会を4回、建設地周辺の住民に対して5回の説明会を開催している。その中で、住民からごみの飛散や排水についてしっかり対応してほしい旨の意見があったので、新処分場の埋立期間中の工区をクロード化したり、敷地内に下水道前処理施設を整備し排水を処理するなど設計に反映されている。

また、事前調査としてボーリング調査、弾性波試験などの地質調査が実施され、この結果は基本設計、実施設計の地盤改良工事に反映されている。

環境影響評価では、希少植物の移植、文化財の遺構調査及び発掘、騒音対策のための工事車両の台数制限など、調査結果を踏まえた対応が行われている。

上位計画での位置付け、用地選定会議の設置、住民説明会の度重なる実施のもとでの地点選定、地質調査や環境影響評価の実施といった手順を踏んでおり、計画策定は適切である。

(2) 設計について

平成18年度に基本設計、平成19・20年度に実施設計が、業務委託によりそれぞれ行われた。新処分施設の設計埋立容量は、既存の天狗沢最終処分場の埋立実績に将来予測を加味した142,000 m^3 に、廃棄物重量及び埋立面積等から算出した覆土量の72,000 m^3 を加えた214,000 m^3 としている。

基本設計では3案ある施設配置計画について検討を行い、保管・処理機能に加えて、敷地

境界に緩衝地を確保できるとともに展望施設（公園）を配置することができるなど周辺の住民に配慮した計画を選定している。

また、ごみの飛散防止や景観に配慮して、被覆施設（屋根）を設けるクローズドシステムの採用や貯留施設からの浸出水は水質処理後に下水道に直接放流し、農地等に流入する懸念が生じないようにするなど、住民の要望を反映した設計としている。

貯留構造物の設計については、住民の要望に配慮し安全性と信頼性を最優先して、強固な構造体である鉄筋コンクリート製の壁を外周と底部に構築するピットタイプとし、貯留槽全体を4分割（第1～4区画）して間に壁を設け、被覆施設（屋根）付きとしたことから、土木構造物としてではなく建築物として設計されている。

貯留施設からの排出水については、敷地内にある下水道前処理施設の保有水集排水施設に集められ、下水道法に基づく排除基準以下に設定した自主基準を満足するよう水質処理を行い、定期的に処理水質のモニタリングを行う計画である。

また、新処分場による地下水への影響を監視するため貯留構造物の上流側にモニタリング井戸を、下流側には貯留構造物の側面と底面下部から集水された地下水をモニタリングするための地下水集水槽をそれぞれ設置する。漏水に関する情報を得ることができる電気伝導度は常時測定、塩化物イオンについては月1回測定、その他の水質項目についても年1回の測定を行う計画である。

住民の要望を反映し、全体として安全性と信頼性を最優先し、かつ経済性や環境にも配慮した設計となっており、図面量は積算、施工に必要十分で、積算内容も適切である。

（3）契約について

市の基準に則り、適切に実施されている。

基本設計業務は、類似施設、寒冷地の実績から10社を選定し、最低制限価格制度を適用した指名競争入札で決定されている。

実施設計業務も、同様の実績から9社を選定し、最低制限価格制度を適用した指名競争入札を実施したが、3社が同じ最低入札価格であったので、くじにより決定した。

本体建設工事は、低入札価格制度を適用した制限付き一般競争入札で12共同企業体が参加し、決定されている。

設計事務所や建設業者の選定するための契約方法は適切である。

（4）工事監理について

工事監理者である設計事務所と監督員である市担当職員が、月2回程度の定例会議を開催し、工事の進捗を確認し、各業種間の調整及び変更点等の協議をしている。

工事監理の議事録を確認したが、協議内容について詳細に記載されており、工事監理は適切である。

(5) 施工管理について

進捗率は8月末でマスター工程表(76.41%)に対し74.69%となっており、若干遅れ気味であるが、これは東日本大震災の影響による資材納入の関係によるものである。施工体制は適切である。

諸官庁への手続き及び法定掲示物については適切に実施されており、環境、安全、周辺住民に配慮した進行となっている。

地盤改良工事について、実際の地盤が当初の推定より軟弱であったため、設計変更が行われているが、変更額が全体の5%を超えているため、市議会の議決を経ている。

さらに、コンクリートひび割れ誘発目地の増工の設計変更が行われたが、変更額が全体の5%以内であったので、長の専決処分としている。

いずれの設計変更も構造物の強度等に関する合理的な理由によるもので、やむを得ない内容である。

地盤改良試験及び鉄筋やコンクリートに関する各種検査・試験・測定については、結果の記録の一部や写真において、いずれも設計値を満足していることを確認した。

また、貯留構造物の一部の配筋ピッチについても、設計どおり施工されていることを写真で確認した。

今後、完成までの施工管理について、万全を尽くす必要がある。